

運営方針

行政委員会総合事務局は、市の行政部局から独立した執行機関として、4つの行政委員会（選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会）の事務局を所管しています。

選挙管理委員会は、各種選挙が適正かつ円滑に行われるよう努めるとともに、市民に対する選挙啓発を推進します。監査委員は、公正で合理的・能率的な市の行政をめざし、定期監査をはじめ各種監査を実施します。農業委員会は、農地の権利移動についての許認可や農地転用の業務、遊休農地に関する利用集積など、農地行政を推進します。固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）に関する不服の審査決定業務を行います。

【重点施策とめざす方向】

農地利用の最適化の推進

農地利用の最適化の推進に関する指針に基づき、農業委員と推進委員が連携し、担い手への農地の利用集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消、及び新規参入の促進を図ります。

【実績】

目標どおり達成

農業委員と推進委員が連携して、担当地域の実情に応じた農地の確保と利用調整を図りました。
また、市農林課と連携して支援制度を紹介し、積極的に農地の有効利用を図りました。

選挙制度の啓発の推進と投票環境の整備

市民への選挙制度の啓発、特に若年層に対しての選挙啓発事業（出前授業など）を継続するとともに、投票環境（投票所）の整備・充実を図り、投票率向上につなげます。

目標どおり達成

市内高校での出前授業の実施や10月の総選挙において学生の投票立会人を選任するなど、若年層への選挙啓発を行いました。
また、投票所のバリアフリー化を促進し、投票環境の向上を図りました。

監査年間計画の実施と監査中期方針の改訂

新公会計導入及び下水道事業会計移行後、初の決算審査であり、効率性・効果性の観点から適正な監査に努めます。
また、地方制度調査会の答申を受けた地方自治法改正により、内部統制と監査のあり方や監査基準の設定・公表などの論点を踏まえ、平成30～32年度の監査中期方針を策定します。

目標どおり達成

中期方針及び監査年間計画に基づき、地方公営企業会計への移行後、初の下水道事業会計の決算審査をはじめ、各種監査を実施しました。
また、監査の透明性の確保や地方自治法改正に伴う制度改正への適切な対応の観点を踏まえ、平成30年度以降の中期方針を策定し、3月末に公表しました。

固定資産課税台帳に係る審査申出に対する適正な対応

固定資産課税台帳に登録された価格について不服のある納税者の固定資産評価審査委員会への審査申出に対し、速やかに審査決定を行います。

目標どおり達成

審査の申出はありませんでした。
研修会に参加するなど、委員及び事務局職員の事務処理能力の向上を図りました。